

## 報告事項才

鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

このたび、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、「鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」の一部を改正することについて臨時代理を行いましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 規則の改正概要

「鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例」が一部改正されることに伴い、それに対応する「鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」を一部改正するもの。

知事部局で行う事務が2件追加されたことに伴い条項番号が変更（教育委員会における事務の内容変更はありません）。

#### 2 施行期日

鳥取県個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例が施行される日

#### 3 改正内容

改正後	改正前
<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>
<p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第3条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p>	<p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第3条 条例別表第1の6の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p>
<p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務）</p> <p>第4条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務）</p> <p>第4条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p>

#### 附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成31年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。